

自治会法人化のための手引き

認可地縁団体 ハンドブック



富士宮市

(市民部市民生活課)

R6.3 改訂

認可地縁団体って何？

全国には、多くの自治会・町内会という組織があり、自治会集会施設などの不動産を保有している場合が見られます。

しかし、自治会は「権利能力なき社団」という性格から、自治会という団体名義では不動産登記ができませんでした。なぜなら不動産を自治会長などの名義で登記した場合、転居や死亡した場合に名義の変更や相続といった問題を生じることがあるからです。

そこで、こうした問題に対処する為に、平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会が一定の条件のもとに法人格を取得できるようになりました。

自治会

(地縁による団体)

(法律による一定の要件を満たす)



認可地縁団体

●権利能力なき社団とは

自治会は権利能力なき集団に該当するため、団体名を使って契約したり、物を売買する権利が行使できません。

しかし、自治会には自治会長といった法人でいえば理事にあたる存在がいて、構成員は加入したり、脱退したりするにもかかわらず、組織そのものは継続していきます。

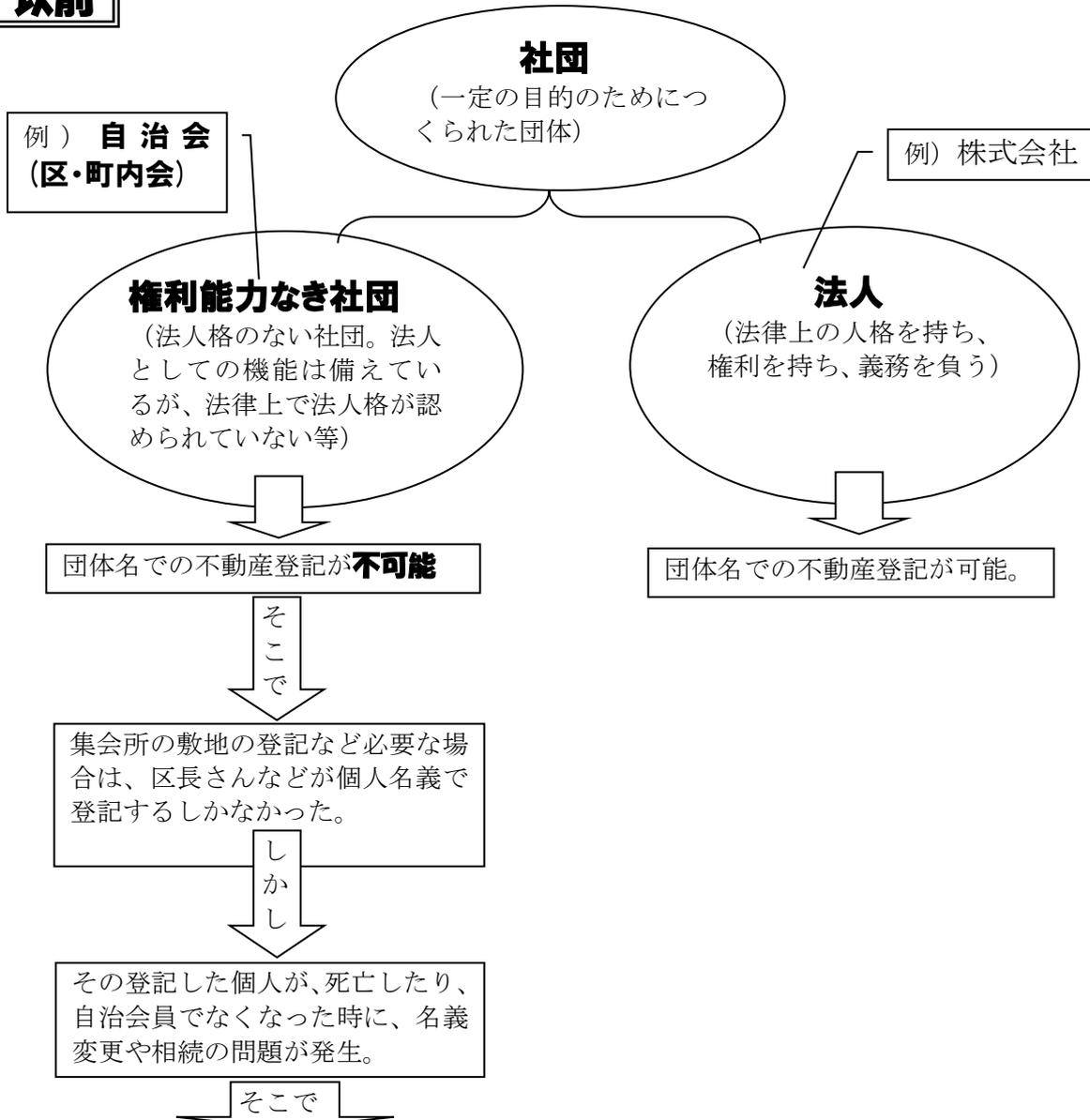
つまり、実質的には法人と変わらない組織、それを権利能力なき社団といいます。

このハンドブックは、自治会等がこの法律等に基づき、法人格を取得して

『認可地縁団体』となる際の申請等の事務の流れ及び認可後の手続きについて記載しています。

地縁による団体について

以前



平成3年以降

市長の認可を受ければ、『認可地縁団体（地縁による団体）』として法人格を持てるようになり、
団体名での不動産登記ができるようになりました。
(地方自治法改正 平成3年4月2日施行)

令和3年以降

不動産又は不動産に関する権利を保有しているか、保有する予定があることは、認可の前提条件ではなくなりました。
(地方自治法改正 令和3年11月26日施行)

資料編

☆認可地縁団体とは

● 法の趣旨等	1
● 地縁による団体とは	1
● 認可の目的	1
1 認可地縁団体になるための手続きについて	2
2 認可地縁団体申請時の提出書類について	3
3 認可後	5
4 税について	7
5 不動産登記の手続き	7
6 認可の取り消し	7
7 認可地縁団体の解散	8
8 認可地縁団体の合併	10
9 総会の開催省略について	12
10 参考資料について	12
★ 不動産登記までの流れ	13
★ 地縁団体規約（作成例）	14
★ 解散手続きの流れ	23
★ 合併手続きの流れ	25
★ 富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則	27
★ 地方自治法（抜粋）第260条の2～48	32
★ 地方自治法施行規則	43

認可地縁団体とは



●《法の趣旨等》

平成3年4月2日施行の地方自治法の一部を改正する法律において、自治会（区・町内会等）が、一定の手続きの下に法人格を取得できるようになりました。

これにより、「地縁による団体」（区・町内会等）では、不動産を保有し登記等ができるようになりました。

全国で29万余あるといわれている自治会（区・町内会等）は、法的には通常「権利能力なき社団」と位置づけられていたため、団体名義での不動産登記等が認められておらず、不動産等の資産を保有している場合においては、会長名義などで登記等を行っていました。

しかし、こうした個人名義の登記は、名義人の転居や死亡などにより、相続などの問題を生じていました。

平成3年の法律の整備により、各自治会（区・町内会等）では、不動産を保有し登記等ができるようになりました。



●《地縁による団体とは》

自治会（区・町内会等）の

町又は字の区域、その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 を地縁による団体といいます。

しかし、女性の会、敬老会、スポーツ少年団等は、住所を有しているというつながりはあっても、年齢とか性別等の制限があるので含まれません。

また、芸能も含めて特定の目的を有する団体も含まれません。

●《認可の目的》

現に存在する地縁による団体が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うこと。

法人格を取得する目的の例

- ・法人格を得ることにより、保有する不動産等を、団体名義登記等する。
- ・継続した活動基盤の確立
- ・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- ・法律上の責任の所在の明確化
- ・個人財産と法人財産との混同防止
- ・対外的な信用の獲得 …等



1 ≪認可地縁団体になるための手続きについて≫

- (1) 地縁による団体が、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的にしていることが認可の前提とされています。

認可申請をするかどうかは、あくまでも当該団体の自主的判断によって行うものなので、地域での合意が必要です。

※令和3年11月の地方自治法改正により、不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることは、認可の前提条件でなくなりました。

- (2) 認可申請書に必要書類を添付して、市長に提出し、審査を受けることが必要です。

市長の認可を受ける場合は、下記の4つの要件が必要となり、要件を満たしていれば、認可地縁団体として市長が認可します。

※ 認可のための4つの要件

この要件は、地縁による団体の活動が、安定的に確固たるものであることを確認するためのものです。

- ◎ 地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行っていること。
(住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理 等)
- ◎ 地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして、定められていること。
(その団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況による)
- ◎ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができる。また、その相当数(一般的には過半数)の者が現に構成員となっていること。
すべての個人とは、「年齢・性別を問わず区域に住所を有するすべての個人」をいいます。
- ◎ 規約を定めていること。
規約には、
 - ①「目的」②「名称」③「区域」④「主たる事務所の所在地」
 - ⑤「構成員の資格に関する事項」⑥「代表者に関する事項」
 - ⑦「会議に関する事項」⑧「資産に関する事項」の事項が定めることが必要です。

2 ≪認可地縁団体申請時の提出書類について≫

(1) 認可申請書（様式編 P 1）

認可地縁団体の申請については、自治会（区・町内会等）の代表者が地方自治法施行規則第 18 条に定める申請書（様式第 1 号）に、下記の書類を添えて市長に提出してください。

(2) 規約（資料編 P 14～P 22 を参考にして下さい。）

規約には、地方自治法に定められている、次の 8 つの事項を記載してください。

① 目的・・・その区域の住民相互の連絡、環境の整備あるいは子ども会や敬老会事業など、良好な地域社会の形成を維持し、活動を行っていることをできる限り具体的に定めてください。



例

- ・ 回覧板の回付等区域内の住民相互の連携
- ・ 美化・清掃等区域内の環境整備
- ・ 集会所の維持管理 など



② 名称・・・特に制限はありません。（例：〇〇区、××町内会等）

ただし、他の法令に抵触する名称（〇〇会社、〇〇財団法人など）は避けなければなりません。

③ 区域・・・法律上法人として位置づけられるので、はっきりと明示する必要があります。自分たちの区域で自分たちが活動している今までの区域で表示してください。

（例：住所表示の未実施の区域の場合）

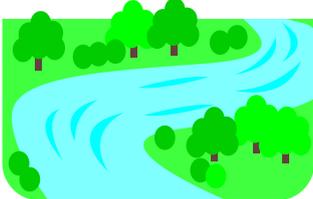
富士宮市大字〇〇の区域及び大字××の〇〇番地

（例：住所表示を実施している区域の場合）

富士宮市〇〇町全域及び△△町〇番〇号から×番×号の区域。

この外、〇〇川の北とか〇〇道路の南とか区域がはっきり画されているもので、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる等の区域で表示してもかまいません。

地番表示が難しい場合は、別図としても可。



④ 主たる事務所・・・主たる事務所 1 か所を定めます。代表者宅又は集会所等に置くことが一般的です。代表者宅に置くと、交代のたびに事務所所在地の変更の届出も必要になります。

- ⑤ 構成員資格に関する事項…区域に住所を有する個人は、全て構成員となり得るため、正当な理由のない限り、個人の加入を拒んではならないことを必ず定める必要があります。



地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員の資格があるので、世帯を単位とするのではなく、子どもも含むすべての人に資格があります。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権のない賛助会員として参加できるとすることは可能です。

- ⑥ 代表者に関する事項…代表者1名を必ず置かなければならず、規約には、代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。その他の役員についても、規定しておきます。

- ⑦ 会議…総会・臨時総会など会の基本的な議決権を持つ会議について開催及び招集方法や議決事項、議決の方法、議事録の作成などについて定める必要があります。



- ⑧ 資産…自治会が所有、若しくは保有する資産及び権利等の構成、管理及び処分について定める必要があります。(例えば、こういう場合は、このように処分する。処分する場合は、総会で決めるということなどをはっきりと規定する必要があります。)

(3) 〔総会で議決したことを証明する書類〕(様式編 P 2 ~ P 3)

認可地縁団体となるための申請について、証明する書類です。

総会で、全員の意思を確認したうえで、法人になることを議決した書類が必要です。

認可申請を議決した総会の議事録の写し

(議事録は、議長及び議事録署名人2人の署名押印のあるもの。議事録の写しは原本証明がされているもので議長(代表者)の署名が必要です。)

(4) 〔構成員の名簿〕(様式編 P 4)

構成員全員の氏名及び住所を記載したもの

構成員は、性別、年齢等を問わないので、会員であれば、子どもも記載する必要があります。この構成員名簿によって法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか」を判断することになります。

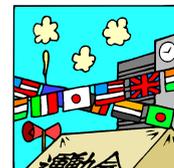
※氏名については、戸籍上の氏名に代えて旧氏及び名を記載しても差し支えありません。



(5) 〔地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類〕

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。

(一般的には前年度の活動実績報告書・収支決算書、現年度の事業計画・収支予算書等が記載されている総会資料の提出でかまいません。)



(6) 〔申請者が代表者であることを証する書類〕(様式編 P 5)

申請者が代表者であることを証する書類の提出が必要です。

① **承諾書** (申請者の署名のあるもの)

② 申請者を代表者に選出した総会の**議事録の写し**

(議事録は、議長及び議事録署名人2人の署名押印のあるもの。議事録の写は原本証明がされているもので議長(代表者)の署名が必要です。)

(7) 区域を示した図面

3 <<認可後>>

申請書を審査し、市長が認可をすることにより、(地方自治法260条の2第1項)当該自治会(区・町内会)は法人として認可されます。

従って、認可地縁団体は、法人登記の必要はありません。

また、法人になると、その他規約の目的の範囲内で権利能力を有することになります。

(1) 〔地縁団体証明書の交付請求〕

法人格を得た自治会は、市長に対し証明書交付請求書(様式編 P 6)を提出し、市長が告示した事項に関する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。

(2) 〔認可地縁団体の印鑑登録〕

市長の認可を受けた地縁団体は、不動産登記等に必要な、地縁団体の印鑑登録をすることができます。(様式編 P 9)(関連編 P 14)

(富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則による)

(資料編 P 27)

(3) 〔印鑑登録証明書の交付請求〕

法人格を得て印鑑登録をした自治会は、市長に対し証明書交付申請書（様式編 P 10）を提出し、印鑑登録証明書（写し）の交付を受けることができます。

(4) 〔代表者等の変更について〕

名称、目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等は、認可されると告示をしますが、これらの事項に変更が生じた時は届出（様式編 P 7）が必要となります。

（地方自治法第260条の2第11項）

(5) 〔規約の変更について〕

規約を変更した場合は、規約変更の内容及び理由を記載した書類と、規約変更を総会で議決したことを証する書類を添えて申請（様式編 P 8）する必要があります。（地方自治法第260条の3）

※規約を変更する場合は、事前に市民生活課に協議してください。

(6) 〔財産目録の作成と備え置きについて〕

財産を保有している場合は、認可を受けるとき及び毎年1月から3月まで（※3月末決算の場合）の間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置く必要があります。（地方自治法第260条の4第1項）※財産目録について、市役所への報告や届出は不要です。

(7) 〔構成員名簿の作成と備え置きについて〕

認可地縁団体は、構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置くとともに、名簿の内容に変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。（地方自治法第260条の4第2項）

※構成員の変更について、市役所への報告や届出は不要です。

(8) 〔総会の開催（義務）について〕

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開く必要があります。（地方自治法第260条の13）

※総会の開催通知文などの作成例は様式編 P 19～P 26 を参考にしてください。



4 《税について》（関連編P1～13）



- (1) 税法上公益法人とみなしていますので、収益事業を行っている場合（例えば会館の2階をアパートとして貸している場合等）は、今までどおり法人税は課税されます。
（地方自治法第260条の2第16項）
- (2) 収益事業を行っていない団体が、自治会活動の結果として発生した剰余金に対して、法人税（法人市民税を含む）がかかることはありません。
- (3) 固定資産税については、利益の実態に応じて、税の減免措置を受けられる場合があります。詳細は資産税課に相談してください。
- (4) 法人市民税については、非課税団体ではありませんので、認可を受けただすぐに市民税課に「法人に関する届出書」を提出してください。税の減免を受けられる場合がありますので、市民税課に相談してください。
- (5) 県税（法人県民税・法人事業税等）・国税（法人税等）については、認可後、それぞれ沼津財務事務所（055-920-2029）、富士税務署（0545-61-2460）の法人担当に確認してください。
- (6) 不動産登記の際の登記免許税は課税されます



5 《不動産登記の手続き》

法人格を得た自治会の不動産登記は、一般の法人の不動産登記の手続きと同じです。

市長から交付を受けた証明書（地縁団体台帳の写し）を持って、法務局へ不動産等の登記に行くことになります。

詳しいことは、静岡地方法務局富士支局（Tel0545-53-1200）にお尋ねください。

6 《認可の取り消し》

認可を受けた地縁団体が、「認可の要件」（P2参照）のいずれかを欠くこととなったとき、もしくは不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可を取り消されることがあります。（地方自治法第260条の2第14項）

7 <<認可地縁団体の解散>>

認可を受けた地縁団体が、下記のいずれかに該当する場合は、解散となります。(地方自治法第260条の20)

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産手続開始の決定がなされたとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④総会で解散の議決があったとき※規約に特段の定めがある場合を除いて、構成員総数の3/4以上の同意で解散となります。
- ⑤構成員が欠け、相当数に満たなくなったとき
- ⑥合併により認可地縁団体が消滅するとき



●解散までの流れ

(1)総会による解散の決議(地方自治法第260条の21)

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要です。規約に解散決議に関する特段の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について協議する必要があります。

- ①解散することについての決議(地方自治法第260条の20第4号)
- ②財産を処分することについての決議(規約)
- ③財産の帰属先についての決議(地方自治法第260条の31)
- ④清算の手続きについての決議
 - ・清算人の選任(地方自治法第260条の24)
 - ・公告の手続き(地方自治法第260条の28)
- ⑤任意団体としての設立に関する決議 ※任意団体として継続する場合

(2)解散届出書の提出

解散は、解散届出書(様式編P11)に、解散を総会で議決したことを証する書類を添えて提出してください。この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示手続きが終わると、清算人が記載された市長が告示した事項に関する証明書(認可地縁団体の写し)の交付が可能になります。

(3)解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細については、下記までお問合せください。

【市税】 市役所 市民税課法人諸税係 0544-22-1125

【県税】 沼津財務事務所 法人担当 055-920-2029

(4)解散の公告及び債権者への債権申出の督促

清算人は、清算人就任後遅滞なく、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。(地方自治法第260条の28) 認可地縁団体の解散の公告の方法は、官報への掲載によって行うことが義務付けられています。掲載依頼や掲載料などの詳細については、以下にお問合せください。

【静岡県官報販売所】

静岡市葵区追手町 10-105 電話：054-253-2661

(5)残余財産の処分の申請

財産の帰属先を規約で指定していない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要があります。(地方自治法第260条の31) 清算人は、「残余財産処分認可申請書」(様式編 P12) に以下の必要書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

- ①財産目録(様式編 P13)
- ②残余財産処分方法書(様式編 P14)
- ③同意書(様式編 P15)
- ④残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

(6)団体の閉鎖(清算)の手続き・総会の開催

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも解散の公告から2か月以上が必要であり、清算手続きを完了できません。清算人は、この清算期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算手続きが終了したら、再度総会を開催して、決算書の内容をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのかを報告し、その承認を受けることで、清算終了します。

※清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっていますので、詳細については、以下にお問合せください。

【静岡地方裁判所富士支部】

富士市中央町 2-7-1 電話：0545-52-0159



(7)清算終了届出書の提出

清算人は、すべての清算手続きが完了したときは、清算終了届出書(様式編 P16) に以下の必要書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

(地方自治法第260条の33)

- ①清算書
- ②受領書
- ③解散通知書
- ④清算終了について総会で議決したことを証する書類

◎これを受けて、市長が清算終了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了し、法人格が抹消されます。

8 《認可地縁団体の合併》

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。(地方自治法第260条の38) 合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、「認可の要件」を満たしていなければなりません。合併には『吸収合併』と『新設合併』があり、合併後存続する認可地縁団体又は合併により新設した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を継承することとなります。(地方自治法第260条の43)

なお、『新設合併』の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならないとされています。(地方自治法第260条の42)

●合併までの流れ



(1) 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。(地方自治法第260条の39 ※規約に別段の定めがある場合を除いて、総構成員数の3/4以上の賛成を得る必要があります。)

『吸収合併』の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、併せて規約変更を総会で議決する必要があります。

(2) 認可の申請

合併しようとする認可地縁団の代表者は、「認可申請書」(様式編P17)に以下の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

なお、『吸収合併』の場合で、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と併せて規約変更の認可申請も行う必要があります。

- ①合併後の認可地縁団体の規約
- ②認可を申請することについて、各認可地縁団体の総会で議決したことを

証する書類

- ③合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- ④その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類。
(例：合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録。合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（地域の清掃など）の活動記録など)
- ⑤合併しようとする各認可地縁団体の規約
- ⑥申請者が、合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- ⑦区域図

(3) 合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可を行い、申請者に対してその旨を通知します。

(4) 合併に係る債権者保護手続(地方自治法第 260 条の 40～41)

合併しようとする各認可地縁団体は、認可の通知があった日から2週間以内に、財産目録を作成し、主たる事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきこと公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。期間内に債権者による異議がなければ、合併を承認したものとみなします。債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等を行わなければなりません。

(5) 債権者保護手続終了の届出

合併しようとする各認可地縁団体は、債権者保護手続が終了した場合には、共同して「合併に係る債権者保護手続終了届出書」（様式編 P18）に、必要書類を添えて、市長に届け出なければなりません。

◎これを受けて、市長が認可地縁団体の合併を認可した旨の告示を行うことで、第三者に対して合併の効力が発生します。（※合併の認可を受けても、告示があるまでは第三者に対抗することはできません。）『吸収合併』の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可日も同日付となります。

9 《総会の開催省略について》

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うこととされています（地方自治法第 260 条の 6）が、令和 4 年 8 月の地方自治法の改正により、要件を満たせば、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能となりました。（地方自治法第 260 条の 19 の 2）

（地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項）

本来であれば総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに書面または電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面または電磁的方法により決議を行うことができるようになりました。
※書面または電磁的方法による決議を行うことについて、反対が一人でもいれば、通常どおり総会を開催する必要があります。事前に全員の承諾が得られた場合のみ、書面または電磁的方法での決議を行ってください。

（地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項）

本来であれば総会における決議事項について、構成員全員の書面または電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面または電磁的方法による決議があったものとみなされます。

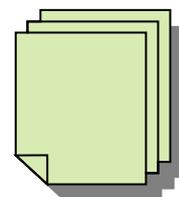
※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することができません。
一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

※第 1 項と第 2 項との違い

第 1 項の場合には、計 2 回構成員の意思を確認する必要があるのに対して、第 2 項の場合は 1 回の意思の確認で足りるという違いがありますが、その代わりとして、第 1 項の場合は、通常の決議要件が適用されるため、必ずしも全員の意思がなくとも可決することができるのに対して、第 2 項の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

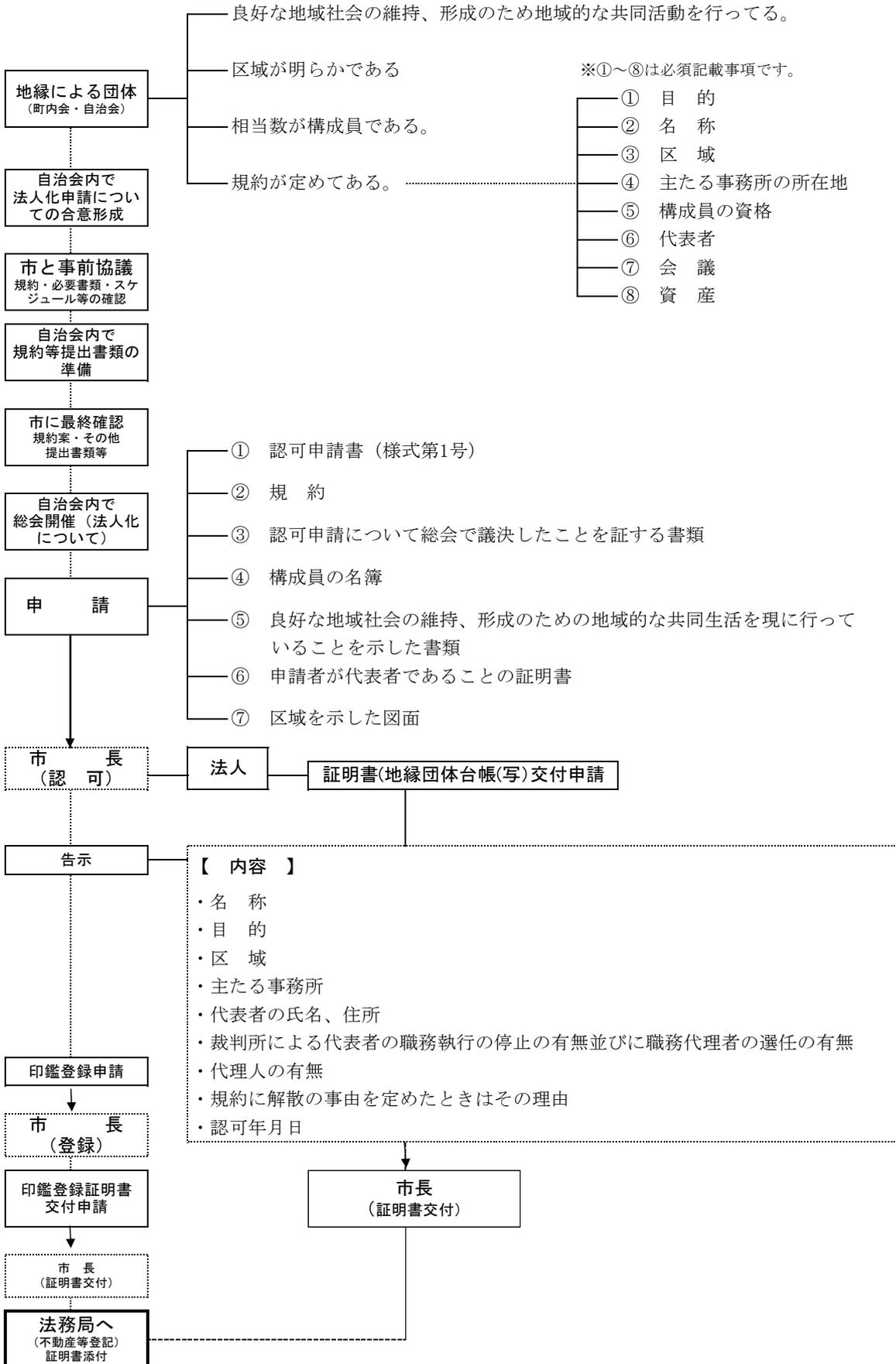
10 《参考資料》

参考資料として、
資料編・様式編・関連編の文書等を添付します。



不動産登記までの流れ

- ・不動産 …… 土地、建物、立木
- ・権 利 …… 地上権、抵当権
- ・その他資産 …… 国債、社債、地方債



〇 〇 〇 区 規 約 (案)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、〇〇〇区と称する。

名称は、必ず規定しなければならない。名称の制限はないが、〇〇商工会、〇〇センターなどは、避けるほうがよい。

(区 域)

第 2 条 この会の区域は、別図に定める区域とする。

2 前項の区域を分割し、別に定める町内会及び班を置く。

区域は、必ず規定しなければならない。定め方としては、①〇〇町全域、②該当地番の範囲を指定、③該当地番をすべて記載、など客観的に明らかにする必要がある。地番表示がむずかしい場合は、別図（地図）でも可。

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 この会の主たる事務所は、〇〇〇区民館（富士宮市〇〇〇 番地の ）に置く。

主たる事務所の所在地は、必ず規定しなければならない。一般的には、①集会所の所在地、②区長の自宅。住所変更が要らない点では、①の方がよい。

(目 的)

第 4 条 この会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

目的は、必ず規定しなければならない。団体の活動をなるべく具体的に規定する。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 回覧板の回覧等会員相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域の環境整備に関する事。
- (3) 会員の親睦、研修会、教養講座の開催等に関する事。
- (4) 会員の福利厚生及び保健体育に関する事。
- (5) 防災訓練の実施等区域内の防災、防犯、交通安全に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理及び運営に関する事。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事。

活動をなるべく具体的に列挙する。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

※ 区域外の会員がいる場合は、会員の中に明確に盛り込む。

2 この会に賛助会員を置くことができるものとし、賛助会員になることができる者は、この会の活動を賛助する個人、法人及び団体とする。

「構成員の資格に関する事項」は、必ず規定しなければならない。区域の住民すべてが構成員になり得ること。正当な理由なく、加入を拒んではならない。構成員は、個人に限られるので、法人・組合等は賛助会員等とする。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費等の額は、住民の意思を反映するため、総会で決定すべきである。

(入会)

第8条 この会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 この会は、前項の提出があった場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、賛助会員に対してはその限りでない。

3 この会は、新たにこの会の区域内に住所を有することになった個人に対しこの会の目的を説明し、入会の案内を行うものとする。

第2項は、「構成員の資格に関する事項」において、必ず規定しなければならない。

(退会)

第9条 この会を退会しようとする会員は、会長にその旨を届けなければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

会費を長期に渡り滞納した場合は、退会とみなしても差し支えないが、手続きは慎重にする。

手続き条項であり、明確化しておくことが望ましいと考えられる。

(資格停止)

第10条 区長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会に諮り一定期間その資格を停止することができる。

(1) 会費を長期にわたり滞納したとき。

(2) その他会員としての著しい義務違反があったとき。

(会費の不返還)

第11条 退会した会員がすでに納入した会費、賛助会費その他拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 区長 | 1名 |
| (2) 副区長 | 2名 |
| (3) 町内会長 | 各町内会1名 |
| (4) 班長 | 各班1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 庶務 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

※ 区の役員及び人員を全て記載する。

「代表者に関する事項は、必ず規定しなければならない。また代表者は1名でなければならない。監事は、1名または数名設置できる。(民法準用)

(役員を選任)

第13条 区長及び監事は、別に定める役員選考委員会の推薦により総会の議決を得て選任する。

- 2 副区長、会計及び庶務は、区長が任命し、総会の議決を得て選任する。
- 3 町内会長は、各町内会での互選により、総会の議決を得て選任する。
- 4 班長は、各班での互選により選任する。
- 5 区長及び監事は、他の役員を兼ねることができない。

※ 区の役員全ての選任方法を記載する。

(役員職務)

第14条 区長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるとき、又は区長が欠けたときは、あらかじめ区長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 町内会長は、各町内会の代表として区役員会に参画し、区役員の中核として区務の円滑な運営を行う。
- 4 班長は、班員と役員会との連絡に当たる。
- 5 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 6 庶務は、区務に関する企画等の事務を司り、また、役員会の決定事項及び行事等の記録を行う。
- 7 監事は、次の業務を行う。
 - (1) この会の業務執行、会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。なお、必要があると認めるときは、臨時に監査を行うことができる。
 - (2) 業務執行、会計及び資産の状況について、不正等の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。

※ 区の全役員業務内容を記載する。

(役員任期)

第15条 この会の役員任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 区長 2年

- (2) 副区長 2年
- (3) 町内会長 2年
- (4) 班長 2年
- (5) 会計 2年
- (6) 庶務 2年
- (7) 監事 2年 *区の全役員の任期を記載する。

2 役員に欠員が生じたときは、第13条に定めるところにより補充することができる。

この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第9条第2項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。また、班長の解任については、班員全員の協議によりこれに準ずるものとする。ただし、役員を解任する場合は、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるとき。

第16条は、特に必要がなければ、規定しなくてよい。
ただし、手続き条項であり、明確化しておくことが望ましいと考えられる。

(顧問及び相談役)

第17条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、区長が役員会に諮り委嘱する。
- 3 相談役は、区長経験者とする。
- 4 顧問及び相談役は区長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員等の報酬等)

第18条 役員に対しては、区長が総会の議決を得て、別に定める額の報酬及び慰労金を支給することができる。

- 2 顧問及び相談役は、名誉職とする。
- 3 役員、顧問及び相談役に対しては、その職務を行うために要する費用を支出することができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

「会議に関する事項」は、必ず規定しなければならない。招集の方法や議決の方法などを規定する。

(会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、区長、副区長、町内会長、班長及び会計をもって構成する。ただし、必要によりこれらの役員以外の役員、顧問、相談役及び関係者を参加させることができる。

※ 全ての役員による構成として記載する。

役員会へ班長を入れると大人数になるので、はずしてもいいが、役員の設定規定との兼ね合いなどを考慮する。

また、役員会に監事は加わることはできない。仮に出席しても発言権及び表決権はない。

監事は、業務執行等を客観的に監査する上で、自ら業務執行等の意思決定に参画することは不適當であるから。

(会議の権能)

第 21 条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 規約の制定、改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任及び解任に関すること。
 - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年度 1 回開催するものとし、その時期は、年度終了後 3 箇月以内の日とする。

年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成しなければならないので、事業報告・決算の承認つまり総会は、年度終了後 3 か月以内に開催しなければならない。(民法準用) なるべくは、1 か月以内実施が望ましい。

予算との関係から言えば、年度終了前にも総会を開催することが、望ましいが、現実的には決算との関係で年度終了後に 1 回だけ開催する場合が多い。その場合、予算は暫定予算を組めばよい。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は全会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

5 分の 1 は増減できる。

(役員会の開催)

第 23 条 役員会は、区長が必要と認めたとき、又は役員現在数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 分の 1 は増減できるが、適性な数値にする。

(会議の招集)

第 24 条 総会及び役員会は、区長が招集する。ただし、区長が招集しないときは副区長が招集できるものとする。

- 2 区長は、第 22 条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 3

0日以内に臨時総会を、前条の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

臨時総会及び役員会の開催は、30日以内及び20日以内であれば、適正な日数でよい。

3 総会及び役員会の招集は、書面又は口頭により、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

総会の招集は、少なくとも5日前に要する。(民法準用)

(会議の議長)

第25条 総会の議長は、その総会の出席会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、区長がこれに当る。

総会等の会議の円滑な運営を図るためには、議長に関する規定が必要になる。総会の議長は、代表者(区長等)があたるのは好ましくない。

(会議の定足数)

第26条 会議は、総会にあっては会員の、また役員会にあっては役員現在数の2分の1以上の出席者がなければ開催することができない。

2分の1以上については、委任状を含めて差し支えない。定足数及び議決に要する会員数については、地方自治法、民法に特に規定されていないが表記が適当。

(会議の議決)

第27条 会議の議事は、この規約に別に定めるもののほか出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 会員は、総会において、各々一票の表決権を有する。

(会議における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

会員の表決権は、会員全員に保証されるものである。しかし、特定事項について世帯で1票とすることも可能。その場合でも、世帯内の会員の表決権をはく奪することは認められず、また、規約の変更、財産処分及び解散のような重要事項については認められないと解されている。

やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、総会の決議又は規約に定めることにより、書面以外に電子メールなど電磁的方法により表決することができる。(令和3年9月1日施行)

(会議の議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数

- (3) 出席した会員の数又は役員の名簿(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 開催目的及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

議事録署名人は、その会議に出席した会員または役員の中からその会議において選任する。

第5章 班及び部会等

(班)

- 第30条 この会の会員は、別表1に掲げる班に必ず所属するものとし、その所属する班は会員の住所により定める。
- 2 班には班長を1名置く。
 - 3 班長は班を統括し、班において第5条の事業を推進する。

(部会・委員会)

- 第31条 この会に、次の部会及び委員会等を置き、別に定めるところにより選任した部員あるいは委員をもって構成する。
- (1) 体育部会
 - (2) 女性部会
 - (3) 青年部会
 - (4) 老人部会
 - (5) 子供会
 - (6) 自主防災会
 - (7) ○○○委員会
- 2 部会及び委員会には、部長または委員長を1名置くとともに、必要な部員または委員を置くことができる。
 - 3 部会及び委員会について必要な事項は、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第32条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金及び寄付物品
 - (4) 活動に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる果実
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第33条 この会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

2 第32条第1号に定める資産のうち不動産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

「資産に関する事項」は、必ず規定しなければならない。資産は積極資産であって、負債をのせる必要はない。

(経費の支弁)

第34条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この会の事業計画及び収支予算は、区長が作成し、毎会計年度の当初に総会の承認を得て定めなければならない。

2 区長は、前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更については、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、毎会計年度当初に予算が成立しないときは、区長は、役員会の承認を得て、前年度予算と同額以下の暫定予算を定めて、これを執行することができる。

4 前項の暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第36条 この会の事業報告及び収支決算は、区長が事業報告、収支決算書を作成し、毎会計年度終了後3か月以内の総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第37条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

「4分の3以上」は、民法に定める割合であるが、変えられないことはない。しかし、これ以下にすることは好ましくない。

(解散)

第39条 この会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上承認を得なければならない。

(残余資産の処分)

第40条 この会の解散のときに有する残余資産は、総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人等に寄付するものとする。

残余財産の処分については、営利団体に寄付したり、会員に分配することは、地縁団体の目的等に照らし、適当ではない。

第 8 章 雑 則

(書類及び帳簿の備え付け)

第 41 条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。ただし、収入及び支出に関する帳簿は、会計が保管することができる。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員に関する書類
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) その他の必要な書類及び帳簿

地方自治法第 260 条の 4 により、財産目録及び構成員名簿を備え付けが必要となる。さらに保存年限についても業務上の必要に応じて規定を置く必要もある。

(委 任)

第 42 条 この規約の施行に必要な事項は、区長が総会の議決を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(旧規約の廃止)

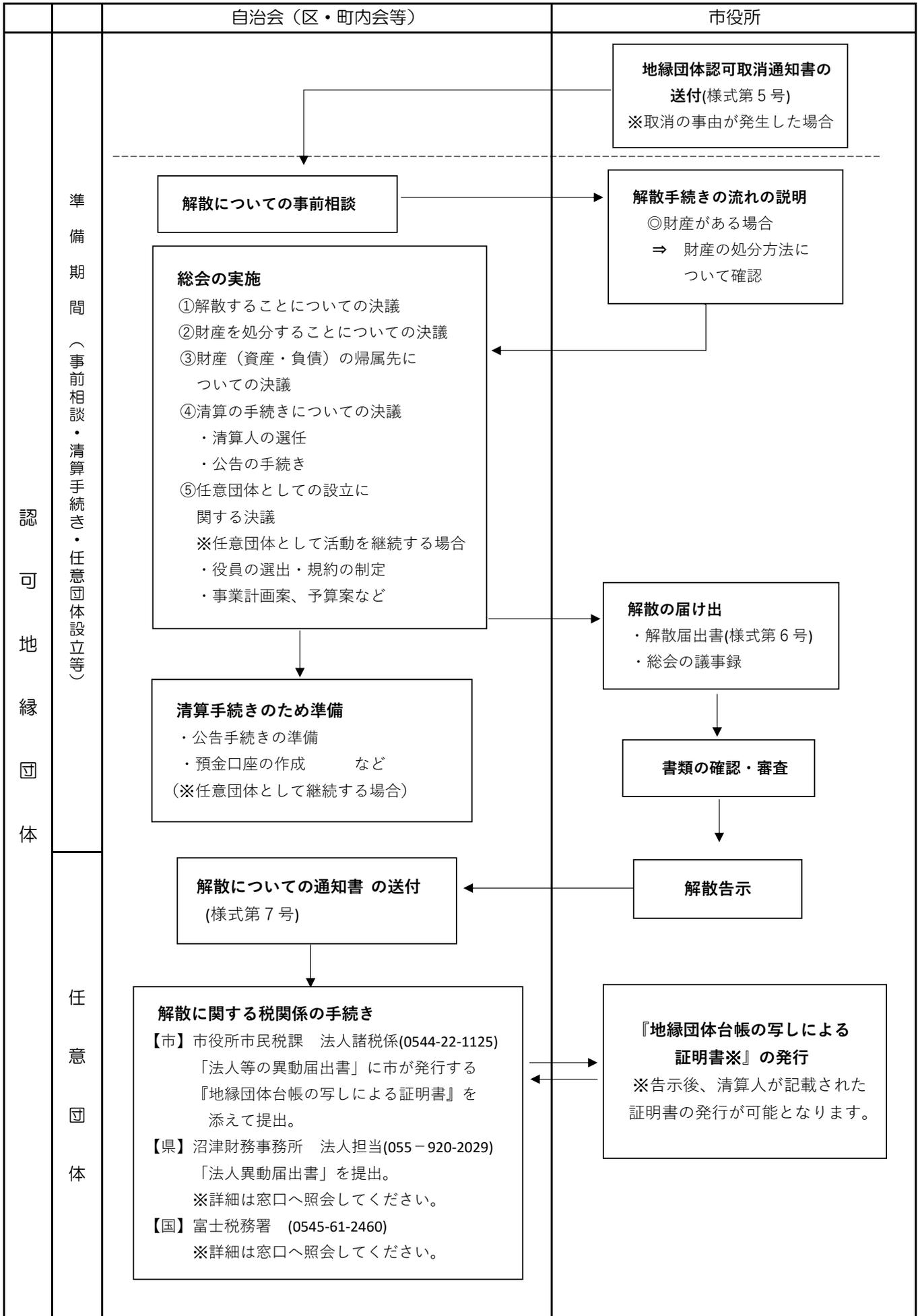
- 2 ○○区規約（平成 年 月 日議決）は、廃止する。

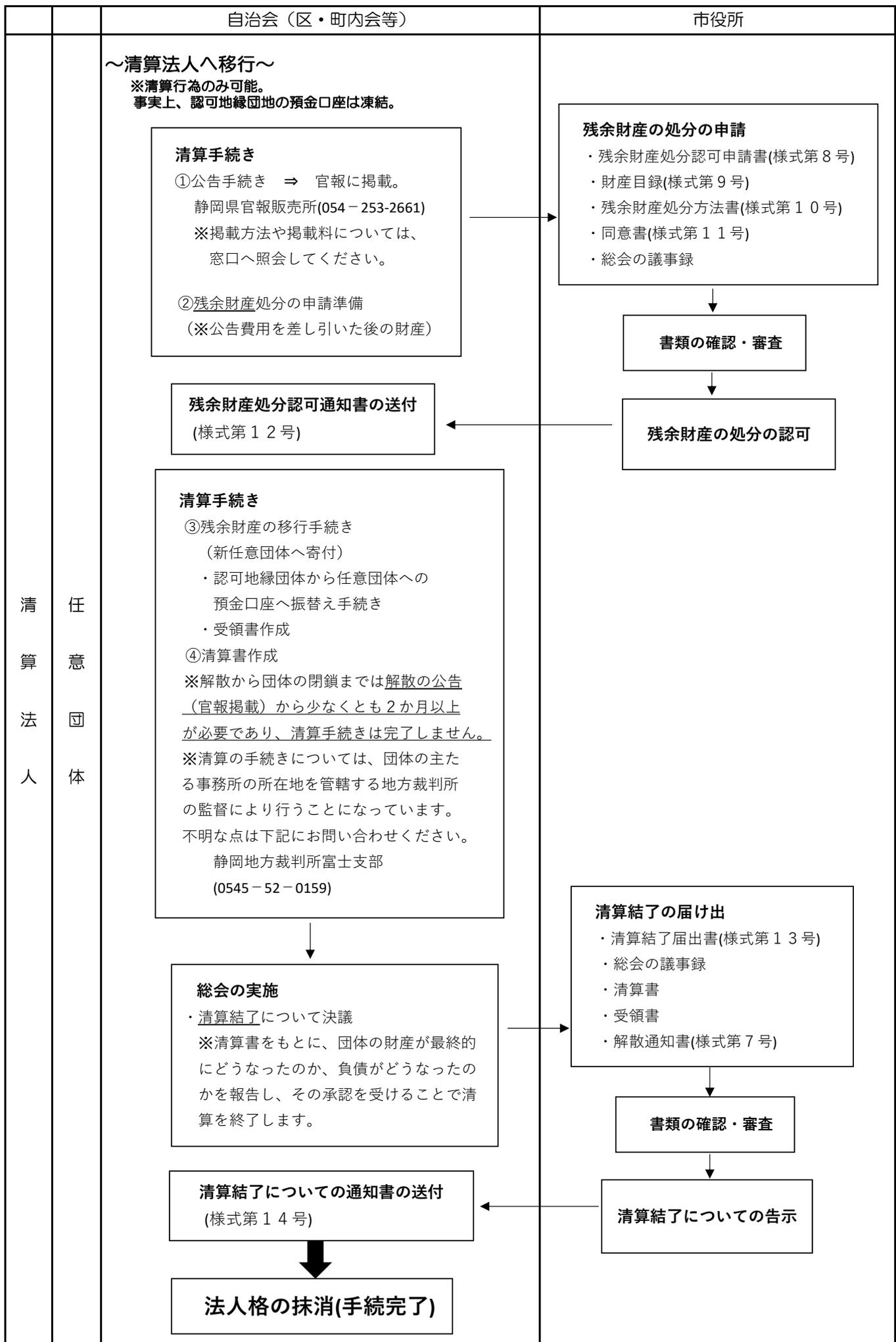
区の規約が存在する場合は、この附則で廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の施行の日以後最初に選任される役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず令和 年 月 日までとする。
- 4 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。（令和 年 月 日の総会の議決を継承するものとする。※年度途中の場合）
- 5 この会の設立初年度の会計年度は、第 37 条の規定にかかわらず設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。

解散手続きの流れ

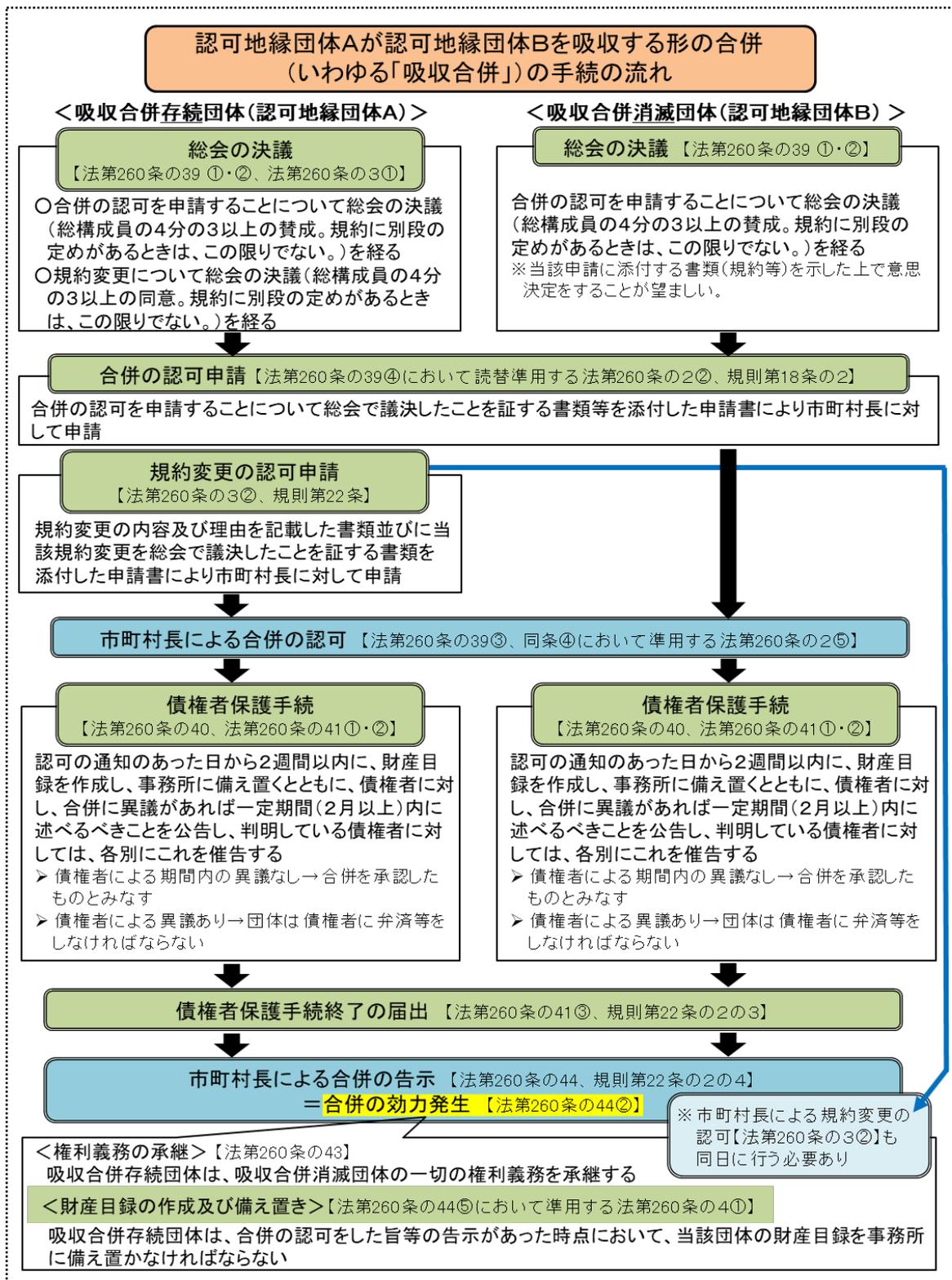




合併手続きの流れ

【参考】令和5年3月10日付け総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(* 選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】

=合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則

平成7年11月22日 富士宮市規則第25号

改正 平成20年9月10日規則第33号

平成22年3月19日規則第24号

令和3年3月5日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 法第260条の9の規定により選任された仮代表者
- (2) 法第260条の10の規定により選任された特別代理人
- (3) 法第260条の24又は法第260条の25の規定により選任された清算人
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）第23条第2項の規定に基づく仮処分により選任された代表者の職務代行者

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑及び次項に規定する個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書に押印する印鑑は、富士宮市印鑑条例（昭和53年富士宮市条例第2号）等の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、前条第1項の申請書の記載事項及び個人印鑑の印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項の規定により作成した台帳（以下「地縁団体

登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影とを照合するほか、必要な事項について審査し、適当と認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票(第2号様式)により登録するものとする。

(登録印鑑の制限)

第5条 登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 次の各号の一に該当する認可地縁団体印鑑は、登録することができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録事項)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(第3号様式)に登録されている認可地縁団体印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前項の申請書の記載事項及び認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び印影並びに地縁団体登録台帳の記載事項とを照合するほか、必要な事項について審査し、適正と認めるときは、当該申請者に対し、認可地縁団体印鑑登録証明書（第4号様式）を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、次に掲げる事項について認可地縁団体印鑑登録原票の写しを作成し、これを市長が証明するものとする。

- (1) 印影
- (2) 認可地縁団体の名称
- (3) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (4) 第2条に規定する登録資格の区分
- (5) 代表者等の氏名
- (6) 代表者等の生年月日

（登録の廃止の申請）

第9条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第5号様式）に登録されている認可地縁団体印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添えて市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、当該申請書を受理するものとする。

（登録事項の修正）

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があることを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

（登録の抹消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じた場合

- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合
- (3) 第9条第1項又は第2項の申請書を受理した場合
- (4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体の代表者等に
係る登録印鑑として適当でないとする場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた場
合

2 市長は、前項第4号又は第5号の規定に該当して認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（第6号様式）により当該印鑑登録者に通知するものとする。

（代理人による申請）

第12条 省令第19条第1項第1号トの代理人がある場合の告示が行われた認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの規則の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第9条第1項及び第2項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

（閲覧の禁止）

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を一般の閲覧に供してはならない。

（質問調査）

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

（富士宮市会計規則の一部改正）

2 富士宮市会計規則（昭和60年富士宮市規則第5号）の一部を次のように改正する。

略

（芝川町の編入に伴う経過措置）

3 芝川町の編入の日前に、編入前の芝川町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成15年芝川町規則第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月10日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の第2号様式により作成されている認可地縁団体印鑑登録原票は、改正後の第2号様式により作成された認可地縁団体印鑑登録原票とみなす。

附 則（平成22年3月19日規則第24号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（令和3年3月5日規則第6号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを調整して使用することができる。

地方自治法（抜粋）（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

最終改正：令和 5 年 12 月 20 日号外法律第 89 号

改正内容：令和 5 年 12 月 20 日号外法律第 89 号[令和 5 年 12 月 20 日]

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
 - ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
 - ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
 - ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
 - ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
 - ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
 - ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
 - ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
 - ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
 - ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
〔規約の変更〕
- 第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しく

は検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
 - 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
 - ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
 - ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認

可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する

情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則（抜粋）

最終改正： 令和5年3月31日号外総務省令第36号

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

- イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日
- 五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ニ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔合併の不服申立ての届出〕

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十條の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十條の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔合併について総務省令で定める事項〕

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後の認可地縁団体の名称

- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十條の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し

その他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前條第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

様式編

【関係書類一覧】

地縁団体認可等申請時 提出・添付資料一覧表

【認可申請時】

1	認可申請書	1
2	議事録（例）	2
3	構成員名簿（例）	4
4	承諾書	5

【認可後】

5	証明書交付請求書	6
6	告示事項変更届出書	7
7	規約変更認可申請書	8

【印鑑登録関係】

8	認可地縁団体印鑑登録申請書	9
9	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	10

【解散に係る様式】

10	解散届出書	11
11	残余財産処分認可申請書	12
12	財産目録	13
13	残余財産処分方法書	14
14	同意書	15
15	清算終了届出書	16

【合併に係る様式】

16	認可申請書（合併）・・・・・・・・・・・・・・・・	17
17	合併に係る債権者保護手続終了届出書・・・・・・・・	18

【参考】

18	総会開催文、委任状、書面表決書等（例）・・・・・・・・	19
----	-----------------------------	----

※各団体の規約や実情に合わせ、加工してご使用ください。

* その他の様式については、下記にお問い合わせください。
〔問い合わせ先 市民生活課（市民安全係）TEL 22-1130〕

各種申請について（提出・添付資料一覧表）

☆ 地縁による団体の認可申請時

◎印は申請団体作成

○印は市の様式で作成

1	○	認可申請書	備考
2	◎	自治会規約	・ 総会等で承認されたものであること （法で定められている記載内容があるため、承認される前に、担当課と打ち合わせをしてください。）
3	◎	自治会区域図	・ 規約で別図のとおりとなっている場合 ※ゼンリンの地図は避ける。 ※エリアを線で囲う等、分かりやすく表示する。 （ただし、区域は、客観的に明らかにする必要があるのでなるべく別図でなく地番表示にしてください。）
4	◎	総会 議事録（写）	・ 議事録議長は議事録署名人（2人）の署名、押印があるもの ・ 認可申請に関する協議内容が記載されているもの ・ 原本証明がされているもので議長（代表者）の署名があるもの
5	◎	総会 次第	・ 総会資料でよい
6	◎	自治会 事業報告書	
7	◎	自治会 決算書	
8	◎	自治会 事業計画書	
9	◎	自治会 予算書	
10	○	保有資産目録	・ すでに不動産等を保有している場合
11	○	保有予定資産目録	・ 今後、不動産等を保有する予定がある場合
12	◎	自治会 代表者就任承諾書	
13	◎	自治会 役員名簿	
14	◎	自治会 構成員名簿	・ 世帯全員を記載（「こども」も対象になる）

☆ 認可地縁団体 告示事項変更時（代表者・事務所所在地等）

◎印は申請団体作成

○印は市の様式で作成

1	○	告示事項変更届出書	
2	◎	自治会 代表者就任承諾書	
3	◎	自治会 役員名簿	

☆ 認可地縁団体 告示事項変更時（規約）

○印は市の様式で作成

1	○	規約変更認可申請書	
2	◎	総会 議事録	・ 規約変更に関する協議内容が記載されているもの
3	◎	変更の内容及び理由を記載した書類	

☆ 認可地縁団体 証明書交付申請時

○印は市の様式で作成

1	○	証明書交付請求書	・ 請求は誰でも可
---	---	----------	-----------

各種申請について（提出・添付資料一覧表）

★ 印鑑登録申請時

○印は市の様式で作成 ●添付・必要書類等

1	○	認可地縁団体印鑑登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する団体印鑑を押印する ・団体の代表者等の印鑑を押印する
2	●	代表者の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課で発行

★ 印鑑登録証明書交付申請時

●添付・必要書類等

1	○	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・登録されている団体印鑑を押印 ・団体の代表者のみ申請可
2	●	交付手数料 300円	

☆ 地縁による団体の解散の届出時

◎印は申請団体作成 ○印は市の様式で作成

【解散の届け出】			
1	○	解散届出書	
2	◎	総会 議事録（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録議長は議事録署名人(2人)の署名、押印があるもの ・解散することについて、財産の処分や帰属先、清算の手続きについての決議内容が記載されているもの ・原本証明がされているもので議長（代表者）の署名があるもの
【解散告示後】			
3	○	残余財産処分認可申請書	※規約で財産の帰属先を指定していない場合
4	○	財産目録	
5	○	残余財産処分方法書	
6	○	同意書	
7	◎	総会 議事録（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録議長は議事録署名人(2人)の署名、押印があるもの ・残余財産の処分についての決議内容が記載されているもの ・原本証明がされているもので議長（代表者）の署名があるもの
【清算終了後】			
8	○	清算終了届出書	
9	◎	清算書	
10	◎	受領書	※解散後、任意団体としての活動を継続する場合
11	○	解散通知書	※解散告示後に市から送付される通知書
12	◎	総会 議事録（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録議長は議事録署名人(2人)の署名、押印があるもの ・清算終了についての決議内容が記載されているもの ・原本証明がされているもので議長（代表者）の署名があるもの

各種申請について（提出・添付資料一覧表）

☆ 地縁による団体の合併の認可申請時

◎印は申請団体作成

○印は市の様式で作成

【合併の認可申請】			
1	○	認可申請書（合併）	
2	○	規約変更認可申請書	※吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体のみ
3	◎	合併後の自治会規約	<ul style="list-style-type: none"> 各認可地縁団体の総会で承認されたものであること（法で定められている記載内容があるため、承認される前に、担当課と打ち合わせをしてください。）
4	◎	総会 議事録（写）	<ul style="list-style-type: none"> 議事録議長は議事録署名人（2人）の署名、押印があるもの 合併の認可を申請することについての決議内容が記載されているもの 原本証明がされているもので議長（代表者）の署名があるもの 吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、規約変更に関する協議内容が記載されているもの
5	◎	合併後の自治会構成員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員を記載（「こども」も対象になる）
6	◎	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> 合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（地域の清掃活動など）の活動記録 <p style="text-align: right;">など</p>
7	◎	合併しようとする各認可地縁団体の規約	
8	◎	合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類	
9	◎	自治会区域図	<ul style="list-style-type: none"> 規約で別図のとおりとなっている場合 ※ゼンリンの地図は避ける。 ※エリアを線で囲う等、分かりやすく表示する。（ただし、区域は、客観的に明らかにする必要があるのでなるべく別図でなく地番表示にしてください。）
【合併の認可通知～合併に係る債権者保護手続終了後】			
10	○	合併に係る債権者保護手続終了届出書	
11	◎	合併に係る債権者保護手続が終了したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 公告及び催告をしたことを証する書類 異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対して弁済等を行い、合併してもその債権者を害する恐れがないことを証する書類

令和 年 月 日

富士宮市長 へ

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 富士宮市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 富士宮市

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(例)

〇 〇 〇 区 (町内) 通常 (臨時) 総会議事録

1 日 時 令和 年 月 日

2 場 所 富士宮市 番地の
区 (町内) 集会所

3 出席者 町内会員 名中 名
(委任状出席者 名)

定刻にいたり、 が議長となり、議事録署名人に次の会員2名を選出して議事に入った。

会員

会員

4 議 案

【認可申請に至った経緯】

(例) 〇〇区民館を個人名義ではなく、法人格を取得することによって団体名義で登記して管理していくため、認可地縁団体の認可申請に至った。

- ① 地方自治法第260条2第1項の規定による 区 (町内) 法人化に関する認可申請について
- ② 〇 〇 〇 区 (町内) 規約の制定 (決定) について
- ③ 〇 〇 〇 区 (町内) の会員の確定について
- ④ 〇 〇 〇 区 (町内会) 長等役員の選出について
- ⑤ 〇 〇 〇 区 (町内) の保有資産の確定について

5 議 事

① 地方自治法第260条2第1項の規定による区 (町内) 法人化に関する 認可申請について
満場一致で承認されました。

- ② 〇 〇 〇 区 (町内) 規約の制定 (決定) について

満場一致で原案どおり可決しました。

- ③ ○ ○ ○ 区（町内）の会員の確定について
別添資料のとおり確定致しました。
- ④ ○ ○ ○ 区（町内会）長等役員の選出について
満場一致で承認されました。
- ⑤ ○ ○ ○ 区（町内）の保有資産の確定について
別添のとおり確定致しました。

令和 年 月 日

議事録署名人

富士宮市

番地

㊞

富士宮市

番地

㊞

この議事録謄本は、原本と相違ありません。

令和 年 月 日

○ ○ ○ 区（町内） 総会議長

富士宮市

番地

署名

代表者就任承諾書

私は、
の代表者に就任することを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 富士宮市

氏 名 (署 名)

様式第2号

令和 年 月 日

富士宮市長 須藤 秀忠 へ

住 所 富士宮市
氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関する証明書の
交付を請求します。

請求に係る団体の名称

請求に係る団体の主たる事務所の所在地

富士宮市

証 明 書

通

令和 年 月 日

富士宮市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地 富士宮市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 富士宮市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所の変更

主たる事務所の所在地の変更

- 2 変更の年月日
令和 年 月 日

- 3 変更の理由

令和 年 月 日

富 士 宮 市 長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地 富士宮市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 富士宮市

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和 年 月 日

富士宮市長 須藤 秀忠 あて

住 所 富士宮市
申請者
氏 名

富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第3条第1項の規定により、
下記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

記

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の 名 称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地		
	代 表 者	資 格	
		氏 名	①
	等	生年月日	年 月 日
住 所			

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

富士宮市長 須藤 秀忠 あて

住所
申請者
氏名

富士宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第7条第1項の規定により、
下記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

記

登録されている 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の 名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地		
	代 表 者 等	資格	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
申請枚数		枚	

令和 年 月 日

富 士 宮 市 長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地 富士宮市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 富士宮市

解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

- 1 解散の事由
- 2 解散の年月日
- 3 清算人の住所及び氏名
- 4 財産の帰属（地方自治法第260条の31第2項の規定による市長の認可の要否）
- 5 解散を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

富 士 宮 市 長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地 富士宮市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 富士宮市

残 余 財 産 処 分 認 可 申 請 書

年 月 日に解散の届出をした、当団体は、地方自治法第260条の
31第2項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書
類を添えて申請します。

- 1 財産目録
- 2 残余財産処分方法書
- 3 残余財産の帰属者の同意書
- 4 添付書類
残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

財産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

所有権を有する不動産

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地	評 価 額

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地	評 価 額

2 その他の財産

残余財産処分方法書

団体の名称

残余財産の種別	評価額	処分の方法	理由
合計			

同意書

認可地縁団体 から、地方自治法第260条の31第2項の規定により処分される残余財産を、譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

年 月 日

(帰属先団体の名称及び所在地)

名 称

所在地

(帰属先団体代表者の氏名及び住所)

氏 名 ※

住 所

※本人が自署しない場合は、押印してください。

年 月 日

富 士 宮 市 長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地 富士宮市

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所 富士宮市

清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

清算終了年月日

年 月 日

令和 年 月 日

富士宮市長 へ

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
- ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
 - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

（別添書類）

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しよ
うとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと
を目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資
する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証す
る書類

令和 年 月 日

富士宮市長 へ

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏名
住所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏名
住所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

【総会開催文（例）】

（作成例）

令和 年 月 日

〇〇〇〇 各位

〇〇区
区長〇〇〇〇

令和〇年度〇〇区総会の開催について

陽春の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、今年も令和〇年度〇〇区総会を下記のとおり開催します。ご多忙のところとは存じますが、ぜひご出席くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日（〇） 午前（後）〇時〇分
- 2 会 場 〇〇区民館
- 3 議 案 第1号議案「令和〇年度事業報告」
第2号議案「令和〇年度決算報告」
第3号議案「令和〇年度役員（案）」
第4号議案「令和〇年度事業計画（案）」
第5号議案「令和〇年度予算（案）」
第6号議案「規約の改正（案）」
- 4 その他
 - (1) 当日は、「出席票」を受付にご提出ください。
 - (2) やむを得ず出席できない場合は、「委任状」「書面表決書」のいずれかを〇月〇日までに班長の〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）へご提出ください。

【委任状・書面表決書（例）】

【出席できない場合(委任状・書面表決書のどちらかを〇月〇日までに班長に提出してください)】

委任状

私は、〇〇年〇月〇〇日開催の第〇回〇〇区総会に出席できませんので、同総会における議決に関する権限を、代理人_____に委任します。
(代理人欄が空欄時は議長に委任したものとします。)

認可地縁団体の会員は、**個人単位**となりますので、委任する世帯の会員全員の氏名をご記入ください。

住 所 _____
委任者 氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____

切り取り

書面表決書

私は、〇〇年〇月〇〇日開催の第〇回〇〇区総会に出席できませんので、次のとおり議決に関する権限を行使します。

認可地縁団体の会員は、**個人単位**となりますので、世帯の会員全員の氏名をご記入ください。

住 所 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____

議 案	賛 成	反 対
第1号議案 令和〇年度事業報告		
第2号議案 令和〇年度決算報告		
第3号議案 令和〇年度役員（案）		
第4号議案 令和〇年度事業計画（案）		
第5号議案 令和〇年度予算（案）		
第6号議案 規約の改正（案）		

※会員は個人単位となりますので、世帯の賛成・反対の人数をご記入ください。

※賛成の人数+反対の人数=世帯の会員数となります。

【意見】※ご意見がありましたらお書きください。

●ご記入いただいた個人情報は、当総会及び〇〇自治会運営の用途に限って活用し、ご本人の承諾なしに目的外の利用や第三者に提供することはありません。

(作成例)

【総会開催文(感染症拡大防止等のために書面表決への協力をお願いし、少人数で総会を開催する場合)】

令和 年 月 日

〇〇〇〇 各位

〇〇区
区長〇〇〇〇

令和〇年度〇〇区総会の開催(書面表決のお願い)について

時下、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も令和〇年度〇〇区総会を下記のとおり開催予定としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、区民館に多人数が集まるのが適当ではありませんので、書面表決にご協力くださいますようお願いいたします。

つきましては、別紙の議案をご覧ください、「書面表決書」を令和〇年〇月〇日までにご提出くださいますようお願いいたします。議決の結果は、総会後回覧でお知らせいたします。

なお、総会当日は町内会長までの役員で開催する予定ですが、出席を希望される場合は〇〇までご連絡ください。

記

1 日 時 令和〇年〇月〇日(〇) 午前(後)〇時〇分

2 会 場 〇〇区民館

3 議 案 第1号議案「令和〇年度事業報告」
第2号議案「令和〇年度決算報告」
第3号議案「令和〇年度役員(案)」
第4号議案「令和〇年度事業計画(案)」
第5号議案「令和〇年度予算(案)」
第6号議案「規約の改正(案)」

当日の参加を極力控えていただくために。書面表決書の提出を呼びかけ、最小の人数で総会を開催する形となります。

4 提出先 〇〇〇〇
住所：富士宮市〇〇〇〇
電話：〇〇-〇〇〇〇

書面表決書

令和○年度○○区総会の各議案について下記のとおり書面をもって表決権を行使いたします。

令和○年○月○日

認可地縁団体の会員は、**個人単位**となりますので、世帯の会員全員の氏名をご記入ください。

住所：富士宮市○○○○○

氏名： _____

記

議 案	賛 成	反 対
第1号議案 令和○年度事業報告		
第2号議案 令和○年度決算報告		
第3号議案 令和○年度役員（案）		
第4号議案 令和○年度事業計画（案）		
第5号議案 令和○年度予算（案）		
第6号議案 規約の改正（案）		

※会員は個人単位となりますので、世帯の賛成・反対の人数をご記入ください。

※賛成の人数+反対の人数=世帯の会員数となります。

【意見】※ご意見がありましたらお書きください。

●ご記入いただいた個人情報は、当総会及び○○自治会運営の用途に限って活用し、ご本人の承諾なしに目的外の利用や第三者に提供することはありません。

※各団体の規約や実情に合わせ、加工してご使用ください。

令和〇年度〇〇区総会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）午前（後）〇時～〇時
 2 開催場所 〇〇区民館
 3 総会員数 〇〇人
 4 出席者数 〇〇人（うち書面表決〇〇人）

〇〇区会員の過半数が出席（書面表決者含む）し、〇〇区規約第〇条の規定により総会は成立したので、議長〇〇〇〇、議事録署名人〇〇〇〇、〇〇〇〇を選出し開会した。

5 議決事項

〈議事〉

第1号議案「令和〇年度事業報告」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第2号議案「令和〇年度決算報告」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第3号議案「令和〇年度役員（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第4号議案「令和〇年度事業計画（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第5号議案「令和〇年度予算（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第6号議案「規約の改正（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇

〈結果〉

(例)

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
 第〇号から第〇号までに議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
 第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
 第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。
 第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。
 第6号議案について、規約に定める4分の3以上の賛成をもって可決されました。
 すべての議案について、過半数の反対を否決されました。

〈意見等〉

〇〇〇〇〇〇

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和〇年〇月〇日 議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

〇〇〇〇 各位

〇〇区
区長〇〇〇〇

令和〇年度〇〇区総会の開催結果について

日頃から、〇〇区の自治会活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
さて、総会の結果を下記のとおりご報告します。

記

令和〇年度 〇〇区総会議決結果

出席者数〇名、書面表決者〇〇名 合計〇〇名

〇〇区会員数〇〇名に対し、〇〇名に出席（書面表決者は出席者に含む）いただきましたので、総会成立条件である〇分の〇以上の出席を満たす結果となりました。

【議案】

第1号議案「令和〇年度事業報告」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第2号議案「令和〇年度決算報告」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第3号議案「令和〇年度役員（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第4号議案「令和〇年度事業計画（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第5号議案「令和〇年度予算（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第6号議案「規約の改正（案）」	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇

【結果】

(例)

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号から第〇号までに議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。
第6号議案について、規約に定める4分の3以上の賛成をもって可決されました。
すべての議案について、過半数の反対を否決されました。

【ご意見等】

〇〇〇〇〇〇〇

【連絡先】

〇〇区（役職）〇〇〇〇
連絡先：〇〇-〇〇〇〇

【総会を開催せずに書面表決を行う場合】

(作成例)

令和 年 月 日

会 員 各 位

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会総会の開催のお知らせ（書面表決についての事前確認）

日頃から、自治会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度も下記の内容で通常総会の開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面決議を行いたいと考えています。書面決議を行うためには事前に会員の皆様に承諾をいただく必要があるため、お手数ですが令和 年 月 日までに、下記の『意見書』を〇〇〇〇までにご提出をお願いいたします。

記

【議 案】※詳細は別紙資料をご覧ください。

第1号議案：「令和〇年度事業報告」

第2号議案：「令和〇年度決算報告」

第3号議案：「令和〇年度役員（案）」

第4号議案：「令和〇年度事業計画（案）」

第5号議案：「令和〇年度予算（案）」

第6号議案：「規約の改正（案）」

総会を開催せずに、書面表決を行う場合には、書面表決を行うことについて、**事前に構成員に承諾を得る必要**があります。（地方自治法第260条の19の2第1項）

※総会は通常通り開催し、出席しない構成員は委任状や書面をもって表決する場合は、事前確認する必要はありません。

切り取り線

意 見 書

各議案に賛成するか反対するかは別として、各議案について総会の場での討議を省略して、**書面による決議を行うことに賛成か**、総会の場で討議する必要があり**書面による決議を行うことに反対か**ということについてのご意見を記入してください。

議 案	賛 成	反 対
第1号議案 令和〇年度事業報告		
第2号議案 令和〇年度決算報告		
第3号議案 令和〇年度役員（案）		
第4号議案 令和〇年度事業計画（案）		
第5号議案 令和〇年度予算（案）		
第6号議案 規約の改正（案）		

※会員は個人単位となりますので、世帯の賛成・反対の人数をご記入ください。

※賛成の人数+反対の人数=世帯の会員数となります。

令和〇年〇月〇日

住所：富士宮市〇〇〇〇〇〇

氏名： _____

●ご記入いただいた個人情報は、当総会及び〇〇自治会運営の用途に限って活用し、ご本人の承諾なしに目的外の利用や第三者に提供することはありません。

【総会を開催せずに書面表決を行う場合】

(作成例)

令和 年 月 日

会 員 各 位

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会総会の開催について（書面表決）

日頃から、自治会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 年 月 日付けの文書にて、各会員の皆様に令和〇年度の総会の決議事項について書面表決を行うことに対する事前確認を行ったところ、構成員全員の承諾が得られたため、書面表決を行います。以下の『書面表決書』に必要事項を記入・切り取りのうえ、令和 年 月 日までに、〇〇〇〇にご提出ください。

記

総会を開催せずに、書面表決を行う場合には、書面表決を行うことについて、事前に構成員全員の承諾が得られた場合のみ書面表決を行うことができます（地方自治法第260条の19の2第1項）※総会は通常通り開催し、出席しない構成員は委任状や書面をもって表決する場合は、事前確認する必要はありません。

【議 案】※詳細は別紙資料をご覧ください。

- 第1号議案：「令和〇年度事業報告」
- 第2号議案：「令和〇年度決算報告」
- 第3号議案：「令和〇年度役員（案）」
- 第4号議案：「令和〇年度事業計画（案）」
- 第5号議案：「令和〇年度予算（案）」
- 第6号議案：「規約の改正（案）」

----- 切り取り線 -----

書面表決書

令和〇年度〇〇区総会の各議案について、下記のとおり書面をもって表決権を行使いたします。

令和〇年〇月〇日

住所：富士宮市〇〇〇〇〇

氏名： _____

認可地縁団体の会員は、個人単位となりますので、世帯の会員全員の氏名をご記入ください。

議 案	賛 成	反 対
第1号議案 令和〇年度事業報告		
第2号議案 令和〇年度決算報告		
第3号議案 令和〇年度役員（案）		
第4号議案 令和〇年度事業計画（案）		
第5号議案 令和〇年度予算（案）		
第6号議案 規約の改正（案）		

※会員は個人単位となりますので、世帯の賛成・反対の人数をご記入ください。

※賛成の人数+反対の人数=世帯の会員数となります。

●ご記入いただいた個人情報は、当総会及び〇〇自治会運営の用途に限って活用し、ご本人の承諾なしに目的外の利用や第三者に提供することはありません。

関 連 編

1	自治会、町内会(地縁による団体)の税務	1
2	認可地縁団体の主要税目課税	12
3	市民税課からの通知文例	13
4	認可地縁団体の手続き等について	14

こちらの資料は、参考資料になります。
詳細は税務署に直接お問合せください。

平成19年4月18日

説明会資料

自治会、町内会等（地縁による団体）の税務

（法人税）

自治会、町内会等の地縁による団体は、法人税法上の「公益法人等」又は「人格のない社団等」となります。

- 自治会、町内会等の地縁による団体（以下「地縁団体」といいます。）は、市町村長の認可を受けたときは、法人格を取得し、所有する不動産等を団体名義で登記できるようになります（地方自治法 260 条の 2 ①）。
- この認可を受けた地縁団体は、法人税法第 2 条第 6 号に規定する「公益法人等」とみなされます（地方自治法 260 条の 2 ②）。
- 認可を受けていない場合であっても、法人税法第 2 条第 8 号に規定する「人格のない社団等」となります。

地縁団体が収益事業を営む場合には、法人税の納税義務があります。

- 株式会社や合名会社など営利を目的として設立された法人は、すべての所得に対して法人税が課税されますが、公益法人等や人格のない社団等については、収益事業を営む場合に、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。
- 法人税法上の法人の区分等

区 分	例 示	課税所得の範囲等
公共法人	地方公共団体、NHKなど	納税義務なし
公益法人等	学校法人、宗教法人など	収益事業に係る所得のみ課税
協同組合等	農協、漁協、信用金庫など	すべての所得に対して課税
人格のない社団等	P T A、同窓会など	収益事業に係る所得のみ課税
普通法人	株式会社、合名会社など	すべての所得に対して課税

法人税法には、収益事業として33種類の事業が掲げられています。

- 地縁団体は、収益事業を営む場合に法人税を納める義務がありますが、この場合の収益事業とは、次に掲げる33種類の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。

なお、これらの事業に付随して行われる行為も収益事業に含まれます。

1 物品販売業	12 出版業	23 浴場業
2 不動産販売業	13 写真業	24 理容業
3 金銭貸付業	14 席貸業	25 美容業
4 物品貸付業	15 旅館業	26 興行業
5 不動産貸付業	16 料飲業その他の飲食店業	27 遊技所業
6 製造業	17 周旋業	28 遊覧所業
7 通信業	18 代理業	29 医療保険業
8 運送業	19 仲立業	30 技芸教授業
9 倉庫業	20 問屋業	31 駐車場業
10 請負業	21 鉱業	32 信用保証業
11 印刷業	22 土石採取業	33 無体財産権提供業

地縁団体が営む収益事業の具体例

- 土地等の貸付け（不動産貸付業）

土地・建物等の不動産の貸付けは、国又は地方公共団体への貸付けなど一定の要件に該当するものを除き、収益事業になります。

【例】⇒ 田畑の貸付けや工場・店舗用地等の貸付け

⇒ 鉄塔や電柱用地の貸付け（電力会社、電話会社等への貸付け）

- 駐車場の経営、駐車場用地の貸付け（駐車場業）

駐車場の経営や駐車場用地としての土地の貸付けは、収益事業（駐車場業）になります。

【例】⇒ コインパーキング、月・年極め駐車場、観光施設の駐車場

⇒ 海水浴場、潮干狩り場などの近隣の土地を駐車場用地として観光協会等へ貸付け

○ 公民館等の席貸し（席貸業）

料金を取って公民館等を貸す場合は、国又は地方公共団体の用に供するためのものなど一定の要件に該当するものを除き、収益事業になります。

【例】⇒ 珠算塾、書道塾などへの公民館等の貸与

⇒ 地域の会社や商店などへの公民館等の貸与

収益事業の経理は、収益事業以外の事業の経理と区分する必要があります。

- 法人税の課税標準となる所得金額は、各事業年度の売上等の「益金の額」から、原価、販売費及び一般管理費等の「損金の額」を控除して計算しますが、地縁団体については、収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されますので、収益事業に係る収支、資産及び負債と収益事業以外の事業に係る収支、資産及び負債とを区分して経理し、収益事業に係る所得金額を計算することとされています。

法人税の申告及び納付は、事業（会計）年度終了後2か月以内にしなければなりません。

- 収益事業を営む地縁団体は、各事業（会計）年度終了の日から2か月以内に所轄の税務署に所得金額や法人税の額等を記載した確定申告書を提出するとともに、その法人税の額を納付しなければなりません。
- なお、確定申告書の提出に当たっては、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書等だけでなく、収益事業以外の事業に関するこれらの書類も添付する必要があります。

収益事業を開始した場合は、「収益事業開始届出書」の提出が必要です。

- 公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日から2か月以内に「収益事業開始届出書」を所轄税務署に提出しなければなりません。

(源泉所得税)

地縁団体も源泉徴収義務者となります。

- 源泉徴収制度は、給与や報酬・料金などの源泉徴収の対象とされている所得を支払う者が、その支払の際に一定の所得税を徴収して国に納付するというものです。この所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。

源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、会社や官公庁はもちろん、個人や公益法人等、人格のない社団等であっても源泉徴収義務者となります。

- したがって、地縁団体においても、会長・副会長などの役員や会計担当者等に手当等を支払う場合、あるいは税理士等の報酬・料金、講演料等を支払う場合には、源泉徴収義務者として、その支払の際に、所定の所得税を源泉徴収して納付する必要があります。

給与所得の源泉徴収税額は税額表を適用して求めます。

- 給料や賞与から源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して求めます。この税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に分かれており、また、それぞれの税額表は、「甲」欄、「乙」欄、日額表は更に「丙」欄に区分されています。

これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出の有無に応じて適用する「表」や「欄」が異なります。

- 地縁団体の役員等の方の中には、会社勤めのかたわら地縁団体の用務を行うなど、他の勤務先から給与の支給を受けている人も多いと思います。

このような人が、勤務している会社に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している場合には、地縁団体が支払う手当等は、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収を行うこととなります。

一定の報酬・料金についても源泉徴収が必要です。

- 地縁団体が講演会を開催し、講師に支払う謝礼についても所得税の源泉徴収をしなければなりません。このほか、税理士や弁護士、不動産鑑定士等に支払う報酬・料金についても同じです。

源泉徴収した所得税は、納期限までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付します。

- 源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを支払った月の翌月 10 日までに所得税徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄の税務署の窓口で納付します。
- 給与の支給人員が常時 10 人未満である場合には、税務署長の承認を受けることにより、給与や税理士等の報酬・料金などについて、次のように年 2 回にまとめて納付することができます。

区 分	納 期 限
1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月10日※

※ 一定の要件を満たす者が、「納期限の特例」の届出を行った場合は、1月20日

給与等の支払を行う場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出が必要です

- 給与の支払者が、給与等の支払事務を行う事務所等を開設、移転又は廃止した場合には、その事実があった日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。
- なお、源泉所得税の納付を年2回にまとめて行う「納期の特例」制度等の適用を受けるためには、このほかに、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」などの提出が必要です。

(消費税及び地方消費税)

消費税及び地方消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡・貸付けや役務の提供などの取引等に対して課税されます。

- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）は、国内において事業者（個人事業者や法人）が事業として行う取引が課税対象とされます。

なお、公益法人等や人格のない社団等は、法人として事業者該当し、法人の行う取引はすべて事業として行う取引に該当します。

- 消費税等は、対価を得て行われる取引に対して課税されます。無償の取引は原則として課税対象とはなりません。

したがって、営利を目的としない会費や寄附金などは、消費税等の課税の対象とはなりません。

- 土地の譲渡や土地・住宅の貸付け（一時的に使用させる場合等を除きます。）など、一定の取引については、非課税とされています。

地縁団体も一定の場合には、消費税等の納税義務があります。

- 国内で課税資産の譲渡等を行った事業者（個人事業者や法人）は、基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の場合を除き、消費税等の納税義務者になります。

したがって、地縁団体も基準期間（前々事業（会計）年度）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税等の納税義務があります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円超となった場合は、「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出する必要があります。

※ 課税売上高とは、消費税等が課税される取引の売上金額（消費税等の金額を除きます。）等の合計額をいいます。

収 益 事 業 の 範 囲

1 物品販売業

物品(動植物その他通常物品といわないものを含む。)の販売

⇒ 栽培等により取得した農産物等をそのまま又は加工を加えた上で直接不特定又は多数の者に販売する行為などを含む。

2 不動産販売業

不特定又は多数の者を対象として、反復又は継続的に土地、建物などの譲渡を行うもの

⇒ 長期保有の土地(固定資産)を造成分譲等した場合の譲渡利益のうちの付加価値部分などを含む。

3 金銭貸付業

金銭の貸付けを継続的に行うもの(特定又は少数の者に対する金銭の貸付けを含む。)

⇒ 手形の割引などを含む。

4 物品貸付業

物品(動植物その他通常物品といわないものを含む。)をその利用者の管理のもとに移して利用をさせるもの

⇒ 施設を利用する者に対し、その施設利用の目的の範囲内で備え付けの物品を利用させる行為を除く。

5 不動産貸付業

土地、建物などの不動産をその用途、用法に従って他の者に利用させ、対価を得るもの

⇒ 店舗の一面を他の者に継続的に使用させるいわゆるケース貸し、及び広告等のために建物等の屋上、壁面等を他の者に使用させる行為を含む。

6 製造業

原材料などに加工を加え、異種の製品を製造して卸売するもの

⇒ 製造場等の施設を設け栽培等により取得した農産物等に出荷のために最小限必要とされる簡易な加工の程度を超える加工を加えるものを含む。

7 通信業

他人の通信を媒介若しくは介助し、又は通信設備を他人の通信の用に供するもの及び多数の者によって直接受信される通信の送信を行うもの

⇒ 無線呼出業務、電報の集配業務、郵便物又は信書便物の集配業務、いわゆる赤電話等及び共同アンテナに係る事業を含む。

8 運送業

他の者の委託に基づき、船舶、航空機、自動車、電車その他の運輸交通手段を利用して貨物や旅客を運搬するもの

⇒ リフト、ロープウェイ等の索道事業を含む。

9 倉庫業

寄託を受けた物品の保管等を含む

⇒ 手荷物、自転車等の預り業、保護預り施設による物品等の預り業を含む。

- 10 請負業
仕事の完成を約してその結果に対して報酬を受けるもの
⇒ 他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の収集及び提供、手形交換、為替業務、検査、検定等の事業を含む。
- 11 印刷業
書籍、雑誌その他の印刷物を印刷することを請け負うもの
⇒ 謄写又はタイプ孔版印刷業、複写業、製版業、植字業、鉛版等製造業、銅版・木版彫刻業、製本業、印刷物加工業等を含む。
- 12 出版業
書籍や雑誌、新聞などの出版物を製作して出版するもの
⇒ 各種の名簿、統計数値、企業財務に関する情報等として刷成し、これを販売する事業を含む。
- 13 写真業
写真機を用いて他の者の写真を撮り、対価を得るもの
⇒ 他の者の撮影した写真フィルムの現像、焼付け等(その取次ぎを含む。)を行う事業を含む。
- 14 席貸業
国又は地方公共団体の用に供するための席貸し等を除く席貸し
⇒ 興行を目的として集会場、野球場、テニスコート、体育館等を利用する者に対して貸付けを行う事業を含む。
- 15 旅館業
ホテル、旅館その他の宿泊施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるもの(旅館業法による旅館業の許可を受けないで宿泊させるものも含まれる。)
⇒ 旅館業に係る施設内において使用させる物品の貸付けなどを含む。
- 16 料理店業その他の飲食店業
不特定又は多数の者を対象として、飲食の提供に適する場所において飲食物の提供を行うもの
⇒ 他の者からの仕出しを受けて飲食物を提供するものを含む。
- 17 周旋業
他の者のために商行為以外の行為の媒介、代理、取次ぎなどを行なうもの
⇒ 不動産仲介業、債権取立業、職業紹介所、結婚相談所に係るものを含む。
- 18 代理業
他の者のために商行為の代理を行うもの
⇒ 保険代理店、旅行代理店等に係るものを含む。
- 19 仲立業
他の者のために商行為の媒介を行うもの
⇒ 商品売買、用船契約又は金融(手形割引を含む。)等の仲介又はあっせんを行うものを含む。
- 20 問屋業
自己の名をもって他の者のために売買その他の行為を行うもの

⇒ 商品取引員、出版取次業、広告代理店等に係るものを含む。

21 鉱業

鉱業法による鉱業権者又は租鉱権者がその権原に基づいて鉱物の採掘を行うもの

⇒ 請負契約により採鉱、坑道掘削、鉱石の搬出等の作業を行うものを含む。

22 土石採取業

採石権者等として岩石、砂利、砂、土その他鉱物以外の土石を採取して販売するもの

⇒ 自らは採石権者ではないが実質的に自ら土石採取業を営んでいると認められるものを含む。

23 浴場業

不特定又は多数の者に対して入浴のサービスを提供し、その対価を得るもの

⇒ サウナ風呂、砂湯等の特殊浴場業などを含む。

24 理容業

不特定又は多数の者に対して理容サービスを提供してその対価を得るもの

⇒ 理容学校併設の理容所などを含む。

25 美容業

不特定又は多数の者に対して美容サービスを提供してその対価を得るもの

⇒ マッサージ、パック、全身美容のサービスを提供する事業、犬猫等の愛玩動物のシャンプー、トリミング等を行うものを含む。

26 興行業

映画、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、スポーツ、見せ物などの興行を行うもの

⇒ 自らは興行主とならないで、他の興行主等のために映画等の興行を行う事業及び興行の媒介、又は取次ぎを行うものを含む。

27 遊技所業

野球、テニス、ゴルフ、囲碁その他の遊技に適する施設、場所などを設け、これをその用途に応じて不特定又は多数の者に利用させるもの

⇒ 遊技所業に係る施設内において使用させる物品の貸付け、会員制のものを含む。

28 遊覧所業

専ら不特定又は多数の者をして一定の場所を遊歩し、天然又は人工の物、景観などを観覧させることを目的とするもの

⇒ 展望台、パノラマ、遊園地、庭園、動植物園、海中公園等を遊覧させる事業を含む。

29 医療保健業

医師又は歯科医師等が患者に対し医業又は医業類似行為を行うもの及びこれに直接関連するサービスを提供するもの(医療業)、保健衛生のためのサービスを提供するもの(保健業)

⇒ 療術業、助産師業、看護業、歯科技工業、獣医業、血液事業等を含む。

30 技芸教授業

課税対象として特掲されている一定の技芸について直接実技の教授を行うもの、及びその技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を行うもの

⇒ 卒業資格、段位、級、師範、名取等の一定の資格、称号等を付与する行為などを含む。

31 駐車場業

時間決めなどで不特定又は多数の者に随時駐車させるもの、及び月極め、年極めなどで相当期間にわたり継続して同一人に駐車場所を提供するもの

⇒ 駐車場所としての土地の貸付けを含む。

32 信用保証業

他人の債務について保証するという形で信用を供与し、これについて保証料を得るもの

⇒ 保証料の額が年2%以下のものを除く。

33 無体財産権提供業

工業所有権その他の無体財産権の譲渡又は提供を行うもの

⇒ 国等に対する無体財産権の提供等を除く。

認可地縁団体の主要税目課税

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	窓 口
市税	法人市民税	減免あり 市民税課にご相談下さい	均等割と法人税割額を課税	市民税課 法人諸税係 電話 22-1125
	固定資産税	減免あり 資産税課にご相談下さい	固定資産税の評価額で課税	資産税課 家屋係 電話 22-1249
県税	法人県民税 法人事業税	減免あり 非課税	課税	沼津財務事務所 沼津市高島本町1-3 055-920-2029 法人担当
国税	法人税	非課税	課税	富士税務署 富士市本市場 297-1 0545-61-2460 法人課税部門

※詳細は、各窓口で確認してください。

※この他に不動産取得に伴い発生するものとして不動産取得税（県税）、登録免許税（国税）があります。

参 考（1月発送の市民税課からの通知文例）

富市税第 号
令和 年 月 日

地縁による団体 様

富士宮市長 須藤 秀忠
（財政部・市民税課）

法人市民税の減免申請手続きについて（お知らせ）

日頃、市税行政につきまして、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴団体は、富士宮市税条例第 23 条の規定により法人市民税（均等割年額 50,000 円）の納税義務者に該当しますが、前年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間において、収益事業を営まない場合は、法人市民税が減免されます。

つきましては、法人市民税の減免を受けようとする場合は、同封しました「市民税減免申請書」と「申立書」に必要事項を御記入のうえ令和●年●月●日（●）必着で市民税課に申請してくださいますようお願いいたします。（郵送推奨）

〒 418-8601
富士宮市弓沢町 150
富士宮市役所 市民税課
法人諸税係 ●●
電話 0544-22-1125

認可地縁団体認可後の手続き等について

認可地縁団体はその規約の定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。	
法人設立時・代表者等に変更があったとき	各窓口で設立届を提出してください。詳細は各担当へおたずねください。
《担当窓口・手続き》	<p>【市】市役所市民税課 法人諸税係 設立時…認可後「法人に関する届出書」に規約（写し）と市が発行する『地縁団体台帳の写しによる証明書』を添えて提出。</p> <p>団体名称、事務所所在地、代表者等に変更があった場合… 「法人等の異動届出書」に規約（写し）又は市が発行する『地縁団体台帳の写しによる証明書』を添えて提出。</p> <p>【県】沼津財務事務所 法人担当（055）920-2029 設立時…設立届を提出。詳細は窓口へ照会してください。</p>
告示事項に変更があったとき	市民生活課に告示事項変更届書を提出して下さい。変更内容は、告示します。規約の変更に伴う告示事項の変更の場合は、事前に規約変更の認可申請を行い、市の認可を受けてください。
《告示事項とは》	名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、代表者の住所、規約に定める解散の事由など。
《届出書について》	<p>新年度の区長・町内会長の変更がわかった場合又は新年度の代表者の変更が不明の場合は、年度末に市から告示事項変更届書を送付します。</p> <p>その他時期の代表者変更や、他の告示事項に変更があった場合は、市民生活課まで御連絡ください。</p>
規約を変更するとき	<p>規約の変更は市長に認可を受ける必要があります。事前に市民生活課へ内容をお知らせください。</p> <p>総会で議決後『規約変更申請書』に議事録等を添付し、市に提出します。事務所の所在地など、告示事項に係るものは、規約変更の認可後、『告示事項変更届』の提出が必要です。</p>
地縁団体台帳の写しによる証明書が必要なとき	認可された時にお渡しした『地縁団体台帳の写し』に、市長印を押印して発行します。
《交付申請手続き》	<p>市民生活課の窓口にある『証明書交付請求書』を提出していただきます。</p> <p>告示のあった日から交付できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どなたでも、交付を受けることができます。 ・無料です。
印鑑登録について	「富士宮市認可地縁団体の印鑑登録に関する規則」に基づき法人としての印鑑登録が出来ます。詳細は事前にお問い合わせください。
《登録の手続き》	<p>窓口：市民生活課 印鑑登録できる人 認可地縁団体の代表者のみ 印鑑登録に必要なもの</p> <p>『認可地縁団体印鑑登録申請書』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の個人印（市民課で印鑑登録されたもの） ・代表者の個人印の印鑑登録証明書 ・登録する団体印（大きさなど規定あり）

認可地縁団体認可後の手続き等について

《印鑑登録証明書の 交付申請》	窓口：市民生活課 交付申請できる人 認可地縁団体の代表者のみ 交付申請に必要なもの 『認可地縁団体印鑑証明書交付申請書』 ・登録された団体印 ・1通300円です。
税の減免・問合せについて	「認可地縁団体の主要税目課税」をご覧ください。 詳細はそれぞれの窓口へお問合せください。
《担当窓口》	(市税：法人市民税・固定資産税) 市役所 市民税課法人諸税係・資産税課家屋係 (県税：法人県民税・法人事業税・不動産取得税関係) 沼津財務事務所 (055) 920-2029 (国税：法人税・登録免許税関係) 富士税務署 (0545) 61-2460
不動産登記について	市が発行する『地縁団体台帳の写しによる証明書』『認可地縁団体 印鑑登録証明書』を添えて、法務局で手続きします。 詳細は法務局へお問い合わせください。 富士支局 (0545) 53-1200
法人として、破産、解散などを するとき	解散するには、総会での決議が必要となります。事前に解散までの 流れや手続きについて、市民生活課にお問い合わせください。 なお、清算(団体の閉鎖)手続きについては、裁判所の監督により 行うこととなっていますので、詳細については静岡地方裁判所富士支 部 (0545-52-0159) にお問い合わせください。
認可地縁団体同士合併したいと き	合併までの流れや手続きについて、事前に市民生活課までお問い合 わせください。
担 当	富士宮市役所 市民部 市民生活課 市民安全係 電話 22-1130